注 1	各欄の記載け	次の表のとおりとする。	
11. 1		1 $\sqrt{2}$ \sqrt	

区別	記	載する	る欄					備考
1 免許の申請の	2	3	4	5	6	7	8	
場合	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31	32	33	34	35	36	
	37	38	39	40	41			
2 変更の申請又	1	(注:	1)	2	3	4	5	(注1) 予備免許中の変更を除く
は届出を行う場	6	7	16	(注:	2)			0
合	18	(注:	3)	30	(注4	1)		(注2) 17の欄に変更がある場合
当該変更に係る記載欄						に限る。		
								(注3) 19の欄から29の欄まで
								に変更がある場合に限る。
								(注4) 31の欄から41の欄まで
								に変更がある場合に限る。
3 再免許の申請	1	2	3	4	5	6	7	
の場合	8	14	15	16	17	18	19	

- 2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。
 - (1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。
 - (2) 船舶地球局に限り再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6か月中における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること。
 - (3) 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

ア 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

イ 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

- 6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 7 6の欄は、日本産業規格JIS X0401 及びX0402 に規定する都道府県コード及び 市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並び に住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載する こと。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また 、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。この場合において、国際航海に従事する船舶局にあつては、英文による表記を付記すること。
- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第 15 条第 1 項の規定がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第 15 条の 5 第 1 項に掲げる無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。
- 11 10 の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第 15 条の 5 第 1 項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注 10 に準じて記載すること。
- 12 11 の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。
- 13 12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。
- 14 13 の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」、「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、船舶地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である人工衛星局又は実験試験局(人工衛星に開設するものに限る。)が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である船舶地球局又は海岸地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。
- 15 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。
 - (1) 免許の申請の場合 希望する識別信号
 - (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合 現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号 を含む。)
- 16 15 の欄は、船舶地球局の場合に、17 及び 19 の欄は船舶局の場合に記載することとし 、次によること。
 - (1) 電波の型式は、次によること。
 - ア 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信 号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声 帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

- イ 占有周波数帯幅については、設備規則別表第2号第2から第4までの規定の適用 がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に 冠して記載すること。
 - (ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
 - (4) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分 に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、 M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記 載 方 法
0.001Hz∼999Hz	H001~999H
1. 00kHz∼999kHz	1K00~999K
1.00MHz∼999MHz	1M00~999M
1.00GHz∼999GHz	1G00∼999G

- (2) 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何 MHz から何 MHz まで何波」のように記載すること。この場合において、免許規則第 10 条の2第1項の規定による総務大臣が別に告示する記号によつて記載する場合は、「4—22MHz (T1 U1 01) 30 波」のように記載すること。また、シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、「10kHz 間隔の周波数 100 波」のように付記すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。また、船舶地球局であつて特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何 MHz から何 MHz まで」のように記載することができる。
- (3) 船舶局にあつては、無線設備の機器等、希望する電波の型式、周波数、空中線電力について、該当する口にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外の機器等、電波の型式、周波数、空中線電力を希望する場合は、具体的に記載すること。
- (4) 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。
- 17 16、18 及び 30 の欄は、14 の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称)を記載すること。
- 18 20 の欄は、船舶の名称を記載し、フリガナを付けること。この場合において、船舶地球局及び船舶局であつて国際航海に従事する船舶にあつては、英文による表記を付記すること。
- 19 21 の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県を、都道府県コードの最初の2桁で記載すること。
- 20 22 の欄は、船舶局の場合に限り記載することとし、船舶が主に停泊している港の名称を記載すること。
- 21 船舶地球局においては、23、25 から 29 まで及び 31 から 35 までの欄は、記載事項の 内容が無線設備の設置場所を同じくする船舶局の船舶に関する事項と同一のものとなる 場合は、その旨並びに当該船舶の名称及び当該船舶局の免許の番号を 41 の欄に記載し

- て、当該事項の記載を省略することができる。
- 22 23 の欄は、当該船舶の所有者について、免許人(免許の申請の場合にあつては、申請者)又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。
- 23 24 の欄は、船舶地球局に限り記載することとし、当該船舶の運行者について記載すること。
- 24 25の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 25 26の欄は、次によること。
 - (1) 国際航海に従事する船舶については、国際総トン数を具体的に記載すること。
 - (2) 国際航海に従事しない船舶については、国内トン総数を具体的に記載すること。
 - (3) 国際航海に従事しない船舶であつて、国際トン数証書の交付を受けているものについては、(2)に加え、41の欄に国際総トン数を具体的に記載すること。
- 26 27 及び 28 の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 27 29 の欄は、該当する口にレ印を付けること。
- 28 31の欄は、船舶局に限り記載することとし、該当する口にレ印を付けること。
- 29 32 の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、義務船舶局に設置されない船舶地球局の場合は、記載を要しない。
- 30 33の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 31 34 の欄は、船舶局に限り記載することとし、「123456」又は「TK2-1234」のように記載すること。
- 32 35の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り記載すること。
- 33 36 の欄は、船舶局に限り記載することとし、加入している海岸局を、正加入、準加入の別に従い記載すること。
- 34 37 の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種及び無線設備の名称について、無線 局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 35 38 及び 39 の欄は、船舶局に限り記載することとし、局種コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載し、無線設備の名称の欄は具体的に記載すること。

(記載例) TG インマルサットC

- 36 40の欄は、義務船舶局等に限り記載することとし、次によること。
 - (1) (1)の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の[]には該当する事項を記載すること。この場合におけるインマルサット船舶地球局の無線設備は施行規則第 28 条の 2 第 1 項のインマルサット船舶地球局のものに限るものとし、インマルサット高機能グループ呼出受信機は施行規則第 28 条第 9 項のインマルサット高機能グループ呼出受信機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備を含むものとする。
 - (2) (2)の欄は、法第 35 条の規定による措置をとらなければならない船舶局の場合に限り、そのとることとした措置について記載し、該当する□にレ印を付け、同欄の[]には該当する事項を記載すること。この場合において、同条第 2 号の措置をとることとした船舶局であつて当該措置を他の者に委託する場合は、その契約書の写しを添付すること。
 - (3) (2)の契約書の写しは、予備免許を受けた後、落成後の検査までに提出することがで

きる。この場合においては、41の欄にその旨を記載すること。

- 37 41 の欄は、次によること。
 - (1) 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合は、その旨及び当該国の名称を記載すること。
 - (2) 非義務船舶局であつて、船舶安全法(昭和8年法律第 11 号)第2条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。
 - (3) 船舶安全法第4条第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除されたものである場合は、その旨を記載すること。
 - (4) 当該船舶局の送信設備が施行規則第 11 条の3第3号又は第4号の規定により周波 数測定装置の備付けを要しないものである場合は、使用周波数の測定を受けることと なつている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の 設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号を記載すること。
 - (5) 検査を受ける希望地がある場合は、その地名を記載すること。
 - (6) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第 15 条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
 - (7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。
 - (8) 船舶局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること
 - (9) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- 38 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 39 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
- 40 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。